

仕 様 書

1 業務名

学校備品等の移転業務

2 業務概要

本委託業務は、砂川市立中学校の統廃合に伴い、砂川中学校（以下、「砂川中」という。）から石山中学校（以下、「石山中」という。）及び石山中から砂川中へ学校備品等を移転搬送作業を行う業務とする。また、作業時間調整及び搬入に係る養生等も本業務に含むものとする。

3 履行場所

砂川中：砂川市吉野2条南5丁目1番1号

石山中：砂川市空知太東3条1丁目5番1号

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

学校備品の移転業務は、令和5年3月30日（木）を予定しており、主な移転スケジュールは以下のとおりとする。

| 主な作業内容 | 作業期間 |
|--------------|-------------------|
| 作業打合せ | 3月上旬～中旬 |
| 梱包資材納品 | 3月24日（金）～3月30日（木） |
| 移転作業（養生作業含む） | 3月30日（木） |

5 作業時間

本委託業務の運搬作業時間は、原則として8時30分から17時15分とする。ただし、砂川中及び石山中において移転が完了した場合は、この限りではない。

作業工程は、砂川市教育委員会（以下「市教委」という。）、砂川中及び石山中と事前協議を行ったうえで作成するものとし、市教委の承認を得ること。

6 業務内容

(1) 実施計画、実施工程表及び物品等運搬車両運行表について

ア 実施計画、実施工程表及び物品等運搬車両運行表は、本委託契約後10日以内に提出すること。実施計画及び実施工程表については、市教委が行う作業を含めた全体タスクについて記載した内容で作成し、市教委の承認を得ること。また、必要に応じて現地調査を行うこと。

イ 移転作業に関しては、市教委と協議の上、作業詳細工程表を作成し提出すること。

ウ 業務遂行において作業詳細工程表の見直しが必要となった場合は、市教委と協議を行い、速やかに作業詳細工程表を修正し市教委の承認を得ること。

(2) 移転品配置図の作成

ア 受託者は「砂川中学校平面図」及び「石山中学校平面図」を参考とし、市教委と

協議の上「移転品配置図」を作成すること。

(3) 責任者等の選任について

ア 責任者及び担当者は、本委託契約後 10 日以内に責任者 1 名、担当者 2 名以上を選任し、市教委の承認を得ること。

なお、責任者及び担当者は、過去に北海道内に所在する学校教育法に定める学校の移転業務を作業指揮した経験を有する者とする。

イ 責任者又は担当者は、必ず作業現場において作業指揮をとることとする。

ただし、やむを得ず指揮がとれない場合は、市教委の承認を得て、別に責任者又は担当者を指定すること。

ウ 現場作業員のうち最低 1 名は、過去に北海道内に所在する学校教育法に定める学校移転業務において中核を担う役割の経験を有する者を配置すること。

(4) 梱包用資材の納入について 【3月24日(金)～3月30日(木)】

ア 砂川中から石山中及び石山中から砂川中へ移設する学校備品類の梱包は、原則として市教委で行うこととするが、運搬にあたり特別に梱包が必要な物品に対する梱包資材(テープ類、ラベルシール等)がある場合は、市教委が指定する期日までに受託者が納入するものとする。

イ テープは、物品等の養生が十分に可能な強度をもち、刃物等を用いることなく簡易に切断可能で、はがす際にのり部分等が物品に付着することがないものとする。

ウ 移転ラベルシールは、搬入場所名及び記号・番号等の記載が可能で、簡易に貼付可能なもので、はがす際にのり部分等が物品に付着しない弱粘性のものとする。

(5) 物品の梱包作業について 【3月30日(木)】

ア 特殊な梱包が必要となる調度品等がある場合、調度品等を梱包・運搬・開梱・設置を行うこと。

イ 封印処理を行った荷物は、市教委の許可なく開封を行わないものとする。

(6) 校舎の養生作業について 【3月30日(木)】

ア 砂川中及び石山中へ移設物品等搬入・設置を含めた養生とする。

養生箇所は、搬入口(2ヵ所程度)、通路等共用部、各室の出入口で必要と認められる箇所とし、平面図等を参考に現地確認をし、敷設範囲については、市教委、砂川中及び石山中の承認を得ること。

イ 養生の撤去は、移転業務終了後すぐに行うこととする。

ウ 養生材は、繰り返し使用できる反復資材を用いて行うことを標準とし、その仕様については、事前に市教委、砂川中及び石山中の承認を得ることとする。なお、搬入用台車が繰り返し移動する場所に関しては、床材等に傷や凹みが出ないように、養生資材の厚さを確保するなど特段の配慮をすること。

(7) 物品の搬出及び搬入業務について 【3月30日(木)】

ア 物品の搬出・搬入は、契約後提出し、市教委に承認された「作業詳細工程表」に従うこととする。

イ 搬出物品は、損傷を与えないよう緩衝材を使用する等必要な措置を行うこと。

特に、精密機器や電気製品、食器、壊れやすい什器等の移動は、破損等の事故がないよう、細心の注意をもって実施すること。

ウ 砂川中等に搬入した物品は、「移転配置図」と符合する位置に設置すること。

エ 「移転配置図」と現場の状況が異なるなど、搬入した物品が所定の位置に設置できない場合は、受託者は市教委等に連絡しその指示に従うものとする。

また、「移転配置図」に掲載されていない物品等の移動は、市教委等の指示に基づき行うものとする。

オ 搬出・搬入に使用するトラック等の車両により路面に損傷を与える恐れのある箇所には、あらかじめ鉄板の敷設等の安全対策を講じること。

カ 移転に使用した資材等は、移転作業終了後速やかに回収すること。

キ 移転対象でない学校備品等は、石山中の整頓のため、市教委の指示に従い指定場所に移動すること。

(9) OA 機器等の移設について

ア 機器により移設範囲・方法等、手順が異なるため、市教委、砂川中及び石山中の指示に従い、遅滞なく正確に実施すること。

イ 移設する機器に関して、抜線・結線作業は市教委で行うこととする。

ウ 移設機器の梱包材の調達及び梱包作業は受託業者が行うものとする。抜線後及び結線前の市教委が行う作業に関しては事前に協議すること。

エ 作業手順の誤りは重大な不具合を引き起こす恐れがあるため、責任者および担当者は作業環境等を事前に確認し、十分に理解した上で作業員に指示すること。

オ 機器の梱包、移設は、機器に損傷を与えないよう注意して作業を行うこと。

カ 移設後は各種機器の正常動作を確認すること。また、不具合が発生した場合は、誠意をもって原因究明に協力し必要に応じて確認作業に同行すること。

7 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

| No. | 提出書類名 | 部数 | 提出期限等 |
|-----|-------------------|----|-----------------|
| 1 | 実施計画書、実施工程表 | 1部 | 本業務契約後10日以内 |
| 2 | 物品等運搬車両運行表 | 1部 | |
| 3 | 責任者及び担当者選任通知書、経歴書 | 1部 | |
| 4 | 損害保険証書（写し） | 1部 | 損害保険契約後速やかに |
| 5 | 作業詳細工程表 | 1部 | 本業務契約後3週間以内 |
| 6 | 移転配置図 | 1部 | 移転作業1週間前まで |
| 7 | 移転作業完了報告書 | 1部 | 業務完了後速やかに |
| 8 | 委託業務完了届 | 1部 | 業務完了後速やかに |
| 9 | その他必要書類 | | 市教委の指示によるものとする。 |

8 留意事項

- (1) 本業務は、生徒への影響の大きい市立中学校の統合に伴う移転業務であるため、事故の発生、ずさんな作業や遅延などは許されないことに十分留意すること。
- (2) 各種関係法令を確認・遵守するとともに、作業管理等を正確に行うこと。
また業務の進捗状況については、適宜、市教委、砂川中及び石山中と連絡を密にし、適正な履行に努めること。
- (3) 本業務の遂行で知りえた個人情報などについては、一切外部に漏えいすることがないように、厳重に取り扱うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない不明な点や疑問等が生じた場合は、市教委と受託者双方協議により処理することとする。
- (5) 本業務を履行する際に再委託が必要となる業務については、事前に受託者の責において再委託の理由と業務内容を市教委に説明をし、許可を得た上で業務履行を行うこと。

【添付参考資料】

| No. | 書類名 |
|-----|------------|
| 1 | 砂川中平面図 |
| 2 | 石山中平面図 |
| 3 | 移転対象物品等リスト |